

# 米粉製品の輸入業者の方へ

## 輸入米粉製品のアレルギー表示に気を付けましょう

- EUやアメリカ等における「**グルテンフリー表示**」と、日本の「**アレルギー表示**」とは**基準が異なります**。
- 原材料におけるアレルゲンの状況を十分確認の上、適切なアレルギー表示を行ってください。
- 小麦アレルゲンを含む食品に「グルテンフリー」と強調した表示をしたときには、消費者が小麦アレルゲンが含まれていないと判断すると考えられることから、景品表示法等の規制上、問題となるおそれがあります。

### 【表示例】

#### グルテンフリーパスタ

名称	グルテンフリーパスタ
原材料名	コーンスターチ、卵、米粉、コーンフラワー
添加物	乳化剤、増粘剤(セルロースガム)
内容量	200g
賞味期限	2018.10.10
保存方法	直射日光・高温多湿をさけて、保存してください。
原産国名	○○○
輸入者	(株)○○貿易 ○○県○○市○○町○○番○○号

Gluten - free

栄養成分表示  
100g当たり

エネルギー ○○kcal  
たんぱく質 ○○g  
脂質 ○○g  
炭水化物 ○○g  
食塩相当量 ○○g



#### EU・アメリカ等のグルテンフリー表示

- セリアック病<sup>(注)</sup>の人の商品選択に資する観点から、「グルテンフリー」表示が可能。表示する際は、**グルテン濃度が20ppm以下**。

(注) 小麦などに含まれるたんぱく質のグルテンによって引き起こされる慢性的自己免疫疾患。小腸の粘膜が炎症を起こし、栄養の吸収が阻害される。腹痛・腹部膨満・下痢・脂肪便・便秘・鉄欠乏性貧血・疲労感・骨や関節の痛みなどの症状があり、小児では発育障害をきたすことがある。グルテンを含まない食事を続けることで症状は改善される。(出典: デジタル大辞泉 データVer.11.0)

#### 国内のアレルギー表示

- 食物アレルギーが、ごく微量のアレルゲンによって引き起こされることがあるため、小麦などの特定原材料を含む食品にあつては、原材料としての使用の意図にかかわらず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。
- 数ppm以上の小麦総たんぱく量を含む状況であれば、**容器包装に小麦のアレルギー表示**をしなければならない。
- 混入の可能性が排除できない場合については、食物アレルギー疾病を有する者に対する注意喚起表記を推奨。



消費者庁  
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

# 輸入業者の方へ 輸入食品に関する 食品表示のQ & A



## Q 1 輸入品について、原材料名や外国の製造業者の名称等の義務表示事項が当該外国製造業者により表示されていれば、それぞれ該当するものについて表示されているとみなせますか。

義務表示事項は、日本国内の表示責任者が食品表示基準に従って、日本語で表示しなければなりません。

なお、外国の製造業者等については、たとえ日本語で表示していても、当該製品の日本国内での販売に際しての表示責任者とはみなしません。

## Q 2 輸入品に、既に現地の言語で原材料名等の表示がなされていますが、これらを日本語で表示することが必要ですか。

日本国内で販売される食品の表示は、日本語で行うことが義務となっています（食品表示基準第8条第1号参照。）。

また、名称、原材料名については、食品に関する表示が、一般消費者が食品を購入する際の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、名称はその内容を表す一般的な名称を用いて表示するとともに、原材料名は、添加物と区分して、それぞれ原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示するよう定められています。

## Q 3 特定原材料の「小麦」の範囲を教えてください。

「小麦」はグルテンの含有量の違いにより、普通小麦、準強力小麦、強力小麦、デュラム小麦等に分けられますが、全ての小麦が表示の対象範囲となります。また、小麦で代表的なのは小麦粉ですが、小麦粉についても同様に、強力小麦粉、準強力小麦粉、薄力小麦粉、デュラムセモリナ、特殊小麦粉等が対象範囲となります。

小麦は様々な食品に原材料の一部として使用されることが多く、さらに最終製品となる食品を見ただけでは使用されていることが判別できないことがほとんどです。小麦によるアレルギーの症状は重く、また、食生活の欧米化に伴い患者数増加の傾向があり、即時型のアレルギーの中で主要なものの一つとなっていますので、表示漏れのないよう注意が必要です。

なお、大麦、ライ麦等は対象外ですので、表示の必要はありません。

## Q 4 特定原材料等の表示方法を教えてください。

アレルギー表示は、特定原材料等を原材料として含む旨又は食品に含まれる添加物が特定原材料等に由来する旨を、原則、原材料名又は添加物の物質名の直後に括弧を付して表示します。

その際は、

- ① 原材料の場合は、全て「（～を含む）」と表示してください。
- ② 添加物の場合は、原則、「（～由来）」と表示してください。

ただし、例えば、同じ添加物Aであるが特定原材料等由来の添加物A-①と特定原材料等由来でない添加物A-②を併用して食品を製造する場合、表示としてはまとめて添加物Aとして表示することになりますが、この場合においてA-①の使用割合が微少のときは、表現として、その添加物全体について「（～由来）」と表示するということが実質になじまないため、このような場合に限り、添加物であっても「（～を含む）」と表示することも可能とします。